



# 林野火災警報等の運用開始について

大阪南消防組合では、林野火災の予防を目的とした「林野火災警報等」の運用を  
**令和8年1月1日**より開始しております。

林野火災警報等の発令されている際には火の使用に関する制限が設けられ、  
これに従わぬ場合には罰金や拘留などの罰則が適用される場合があります。

- 「林野火災**注意報**」:火の使用の制限について、下記の制限の努力義務を課せられます。
- 「林野火災**警報**」:火の使用の制限について、下記の制限の義務を課せられます。

【林野火災警報】制限に従わなかった場合の罰則について

「火の使用の制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金又は拘留**に処することが  
消防法で定められています。(火災警報時も同じ)

※この警報・注意報は、毎年1月から5月までの期間中、気象条件やその他の発令指標を  
満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、対象区域内で火の使用が制限されます。

制限 される 項目	1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
	2. 煙火を消費しないこと。(花火・がん具用を含む)
	3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
	4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
	5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて大阪南消防組合管理者が 指定した区域内において喫煙をしないこと。
	6. 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
	【大阪南消防組合火災予防条例第29条より】

<補足>

- 警報等の発令時は、「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象。  
(裸火とは、覆いや囲いがなく直接空気中にさらされている火のことを指します。)

## ●制限される行為の例

(例)どんど焼き、炎を使った土壤消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイア、

落ち葉を燃やす、可燃物の近くでの喫煙、かまど(薪)等

(伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。)



## ●林野火災警報等発令中でも規制対象外の行為

(例)バーベキュー台、七輪、ガス器具(火の粉が飛散しない形態の火の使用する製品等に限る)  
(それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。)

バーベキュー



七輪（炭火など）



## 消防署への届出について

◆火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、当該行為を行う前日までに、管轄する消防署への届出が必要となります。  
(※林野火災警報等による火の使用制限は、届出申請しても免除される訳ではありません。)

◆例外行為であっても、次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もあります。火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮してできるだけ野外焼却を控えてください。

- 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合(家の中に多量の煙が入ってきて困る、いつも焼却され洗濯物にススがついて困る等の苦情がある。)
- 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響が少ないが、頻繁に焼却している場合
- 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

<大阪南消防局>

〒5830015 藤井寺市青山3丁目613番地の8  
予防課 072-958-9928  
警防課 072-958-9931

<大阪南消防組合>

柏羽藤消防署 072-958-9939  
富田林消防署 0721-23-0119  
河内長野消防署 0721-53-5681